



福島市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成23年 1月28日

福島市長 瀬戸孝則

- 1 区域 大波地区の一部  
(別紙のとおり)

編入する字名		同 上 に 編 入 さ れ る 区 域
大波字戸石	山口字砥石	
大波字戸石	大波字菖蒲沢山	一七の二、一七の三
大波字戸石	大波字姥ヶ懐	五六、五七の一、五七の二
大波字戸石	大波字戸石前	七の七
大波字館	大波字北前	一八の二、二三の一、二三の三、二四のイ、二四のロ及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部
大波字水戸内	大波字北前	二五の三
大波字水戸内	大波字水戸内前	二三の一、二四、二五の二、三〇の二、三二の二、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
大波字水戸内	大波字熊野山	三
大波字水戸内	大波字水戸内	五一の一、五二の一
大波字姥ヶ懐	大波字向小屋	二六の二及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部
大波字姥ヶ懐	大波字水戸内前	三四の二、三五及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

編入する字名	同上に編入される区域		
大波字姥ヶ懐	大波字真垣	一の二、二の一から二の三まで、三の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
大波字熊野山	大波字熊野山	一の三	
大波字北前	大波字戸石	一一四、一二二の二	
大波字戸石前	大波字水戸内前	八の二、九の二、一〇の二、一一の二、二〇の二、二二、二二の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	
大波字熊野山	大波字戸石	八一の一、八二の一、八二の二	
大波字熊野山	大波字熊野山	一一一の三、一一一の四及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	